

平成30年5月10日開催

議 事 録

田辺市農業委員会

田辺市農業委員会議事録

平成30年5月10日(木) 午後2時 田辺市役所別館 3階 大会議室

農業委員数19名

出席者17名

1番 山崎 清弘 2番 鈴木 明 3番 棒引 昭治 4番 前田 登
5番 福嶋 隆 6番 更井 寛司 7番 廣田 純一郎 8番 瀧本 和明
9番 田中 壽一 10番 青木 登 11番 日下 崇
13番 上森 力 14番 上中 悠司 15番 岡上 達 16番 川井 洋之
17番 長嶺 博司 18番 松本 忠巳

欠席者 12番 鈴木 直孝 19番 峯園 五郎

事務局 局長 那須久男 農地係長 岡内伸午 企画員 片井恵子 企画員 里上佳史

会議録署名委員 3番 棒引 昭治 4番 前田 登

議長 長 皆さん、こんにちは。5月に入って梅の収穫や田植えの準備など、忙しい中、ご出席頂き、ありがとうございます。それでは最初に、田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定の申し出がございまして事務所の説明をお願い申し上げます。

農振課 土屋 田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権設定について説明させていただきます。1番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、4, 279㎡の内1, 500㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成30年6月1日から平成40年7月31日の新規です。2番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、399㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成30年6月1日から平成32年5月31日の更新です。3番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 709㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成30年6月1日から平成33年5月31日の更新です。4番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、591㎡、他1筆、合計695㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻・野菜、期間は平成30年6月1日から平成32年5月31日の更新です。5番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、815㎡、他4筆、合計2, 609㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成30年6月1日から平成32年5月31日の更新です。6番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、360㎡、他4筆、合計1, 353㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成30年6月1日から平成35年5月31日の更新です。7番、〇〇〇字〇〇〇〇、田、443㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の水稻、期間は平成30年6月1日から平成33年5月31日の更新です。8番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 471㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成30年6月1日から平成40年5月31日の新規です。9番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、802㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成30年6月1日

から平成40年5月31日の新規です。10番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 346㎡、他1筆、合計1, 612㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成30年6月1日から平成40年5月31日の新規です。11番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 167㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のぶどう、期間は平成30年6月1日から平成36年5月31日の新規です。12番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、723㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成30年6月1日から平成40年5月31日の新規です。13番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、533㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の野菜、期間は平成30年6月1日から平成40年5月31日の新規です。14番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、4, 140㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成30年6月1日から平成40年5月31日の新規です。15番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、1, 493㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借のみかん、期間は平成30年6月1日から平成40年5月31日の新規です。16番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、538㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成30年6月1日から平成40年5月31日の新規です。17番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、244㎡、他3筆、合計1, 609㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成30年6月1日から平成36年5月31日の新規です。18番、〇〇〇字〇〇〇〇、畑、247㎡、他8筆、合計2, 047. 91㎡、貸し手は〇〇〇、〇〇〇〇、借り手は〇〇〇、〇〇〇〇、使用貸借の梅、期間は平成30年6月1日から平成40年5月31日の新規です。合計18件、39筆、24, 843. 91㎡、貸し手16名、借り手8名です。ご審議をよろしくお願いいたします。

議 長

はい。ありがとうございます。それでは田辺市農業経営基盤強化の促進に関する基本的な構想による利用権の設定について、逐条審議をお願いします。1番。

〇〇番 委員
議 長

〇〇番〇〇です。1番については、異議ございません。
はい、2番。

〇〇番 委員
議 長

〇〇番〇〇です。2番については、異議ございません。
はい、3番。

〇〇番 委員
議 長

〇〇番〇〇です。3番については、異議ございません。
はい、4番。

〇〇番 委員
議 長

〇〇番〇〇です。4番と5番については、異議ございません。
はい、6番。

〇〇番 委員
議 長

〇〇番〇〇です。6番については、異議ございません。
はい、7番。

〇〇番 委員
議 長

〇〇番〇〇です。7番については、異議ございません。
はい、8番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。 8番から10番については、異議ございません。
議 長 はい、11番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。 11番から13番については、異議ございません。
議 長 はい、14番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。 14番については、異議ございません。
議 長 はい、15番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。 15番については、異議ございません。
議 長 はい、16番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。 16番については、異議ございません。
議 長 はい、17番。
〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。 17番から18番については、異議ございません。
議 長 以上、18件異議なしとのことであります。そのように取り計らってよろしいでしょうか。
委員 全員 異議なし。
議 長 それでは、そのようにさせていただきます。ありがとうございました。

それでは定例委員会に移りたいと思います。本日の欠席委員さんは、12番鈴木直孝委員さん、19番峯園五郎委員さん、より欠席の届けが出てございます。本日の会議録署名委員に、3番棒引昭治委員さん、4番前田登委員さんよろしく願いをいたします。本日の議案は、議案第1号農地法第3条申請について、議案第2号農地法第4条申請について、議案第3号農地法第5条申請について、議案第4号農地の形状変更願について、議案第5号農地等売渡あっせん申出について、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、報告第2号農地法施行規則第29条第1項第1号による届出について、報告第3号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、を上程させていただきます。それでは議案第1号農地法第3条申請について、事務局の説明をお願い申し上げます。

片井 企画員 1ページをお願いします。議案第1号農地法第3条申請を説明させていただきます。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は1,279㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は4,159㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、あっせんによる売買です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は506㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は85㎡、他1筆、合計106㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、売買です。営農計画書が添付されています。野菜です。以上4件について書類を審査したところ、常時従事、全部耕作、周辺農地への影響等、農地法第3条第2項の許可できない要件には該当していませんので、許可の要件を充たしていると判断いたします。ご審議の程よろしく願い申しあげます。

議 長 ありがとうございます。第3条申請の逐条審議をお願いします。それでは1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番について、譲受人の〇〇〇〇さんは農業をされています。異議ございません。

議 長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2番については、異議ございません。

議 長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。3番については、異議ございません。

議 長 はい、4番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。4番については、異議ございません。

議 長 はい、議案第1号農地法第3条申請4件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第2号農地法第4条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

里上 企画員 3ページをお願いします。議案第2号農地法第4条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は740㎡、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設740㎡、29.7kW、着工日、工事期間は許可日より5か月以内、農用地の内外は平成27年12月9日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周囲を道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は278㎡、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟69.18㎡、駐車場・庭園208.82㎡、合計278㎡、着工日、工事期間は許可日より4か月以内、農用地の内外は平成28年11月1日に除外となっています。隣接同意、水利同意は不要です。この土地は周囲を道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が雑種地、面積は277㎡、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は物置40㎡、通路237㎡、合計277㎡、着工日、工事期間は完成済、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意、水利同意は不要です。始末書有りです。物置を建設した後に、この土地が農地であることを知り本申請に至りました。農地法第4条の許可を受けずに工事したことを反省しておりますので、よろしくお取り計らいをお願いしますとの内容です。この土地は過疎化の山村区域にある小集落の農地で、第2種農地です。以上3件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第4条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。5月8日に〇〇委員さんと事務局の岡内係長さんと里上さんと午後には那須局長も合流して21件の現場を約190km走行し調

査してまいりました。4条申請の1から3番について報告させていただきます。1番、申請場所は〇〇〇〇から北へ約1.1km、現況は休耕畑です。隣接状況は東側が県道、西側が田、南側が県道、北側が畑、転用理由は、申請人は農業経営の縮小を考えており、その収入の補填として太陽光発電事業で確保するものです。転用内容は太陽光発電施設パネル114枚設置29.7kw発電設備を設置します。切土盛土は無しです。雨水は自然浸透及び東側の側溝へ放流です。隣接同意、水利同意もあり、問題ないと思います。2番、申請場所は〇〇〇〇から南へ約500m、現況は休耕畑です。隣接状況は東側が宅地、西側が宅地、南側が宅地、北側が市道、転用理由は、周辺の土地が宅地化し、耕作できないため、住宅用地として転用するものです。転用内容は住宅1棟69.18㎡、駐車場・庭園です。切土盛土は無しです。汚水は合併浄化槽で処理後雨水とともに北側市道側溝へ放流です。隣接農地はありません。水利同意は不要です。問題ないと思います。3番、申請場所は〇〇〇〇から東へ約300m、現況は雑種地です。隣接状況は東側が宅地、西側が雑種地、南側が宅地、北側が市道、転用理由は、備品等の保管場所が手狭になったため、近接する申請地に倉庫を建築するものです。倉庫は完成済みです。転用内容は物置1棟40㎡、通路を設置します。切土盛土は無しです。雨水は自然浸透及び新設のU字溝を経て北側の市道側溝へ放流です。隣接農地はありません。水利同意は不要です。始末書も添付されており問題ないと思います。以上です。

議長 ありがとうございます。第4条申請の逐条審議をお願いします。それでは1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番について、異議ございません。

議長 はい、2番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。2番について、異議ございません。

議長 はい、3番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。3番について、異議ございません。

議長 はい、以上3件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして議案第3号農地法第5条申請について事務局の説明をお願い申し上げます。

里上 企画員 4ページをお願いします。議案第3号農地法第5条申請です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は211㎡、他1筆、合計703㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は資材置場703㎡、着工日、工事期間は許可日より6か月以内、農用地の内外は平成30年3月26日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周囲を道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は978㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は駐車場978㎡、着工日、工事期間は許可日より8か月以内、農用地の内外は用途

外となっています。隣接同意はございます。水利同意は不要です。この土地は都市計画用途地域内（第1種住居地域）にありますので、第3種農地です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は165㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟62㎡、駐車場103㎡、合計165㎡、着工日、工事期間は許可日より6か月以内、農用地の内外は平成30年3月26日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は周囲を道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。4番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は741㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は分譲住宅3棟163.95㎡、道路・庭577.05㎡、合計741㎡、着工日、工事期間は許可日より12か月以内、農用地の内外は平成30年3月26日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。始末書有りです。農地法を知らず一部に土を入れてしまいました。深く反省するとともにお詫び申し上げるしだいです。今後はこのようなことが無いよう農地法を遵守しますので、今回だけは寛大な措置をお願いしますとの内容です。この土地は周囲を道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。5番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は187㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟70.29㎡、駐車場116.71㎡、合計187㎡、着工日、工事期間は許可日より3か月以内、農用地の内外は当初抜となっています。隣接同意は不要、水利同意はございます。この土地は周囲を道路と住宅地に囲まれた農地で、第2種農地です。6番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は1,000㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設1,000㎡、49.5kW、着工日、工事期間は許可日より3か月以内、農用地の内外は平成30年3月26日に除外となっています。隣接同意はございます。水利同意は不要です。この土地は過疎化の山村区域にある小集落の農地で、第2種農地です。7番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は1,239㎡、他3筆、合計2,110㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設2,110㎡、49.5kW、着工日、工事期間は許可日より3か月以内、農用地の内外は平成30年3月26日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は過疎化の山村区域にある小集落の農地で、第2種農地です。8番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は1,127㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設1,127㎡、49.5kW、着工日、工事期間は許可日より3か月以内、農用地の内外は平成30年3月26日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は過疎化の山村区域にある小集落の農地で、第2種農地です。9番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況

が休耕田、面積は478㎡、他3筆、合計1,334㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設1,334㎡、49.5kW、着工日、工事期間は許可日より3か月以内、農用地の内外は平成30年3月26日に除外となっています。隣接同意、水利同意はございます。この土地は過疎化の山村区域にある小集落の農地で、第2種農地です。10番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は191㎡、他2筆、合計1,218㎡の内768㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設768㎡、47.2kW、着工日、工事期間は許可日より3か月以内、農用地の内外は平成29年11月9日に除外となっています。隣接同意はございます。水利同意は不要です。この土地は過疎化の山村区域にある小集落の農地で、第2種農地です。11番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は505㎡の内45㎡、他2筆、合計1,377㎡の内751㎡、貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、借人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設751㎡、49.5kW、着工日、工事期間は許可日より3か月以内、農用地の内外は平成29年11月9日に除外となっています。隣接同意、水利同意は不要です。この土地は過疎化の山村区域にある小集落の農地で、第2種農地です。12番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が雑種地、面積は338㎡の内315.50㎡、他1筆、合計397㎡の内374.50㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は住宅1棟118.83㎡、進入路・駐車場・庭園255.67㎡、合計374.50㎡、着工日、工事期間は完成済ですが、住宅1棟につきましては、この許可後に着工の予定です。農用地の内外は平成22年10月19日に除外となっています。隣接同意はございます。水利同意は不要です。始末書有りです。農地法等の関係法律を知らなかったため、無許可転用済みであります。今後、関係法律等を遵守いたしますので、何卒、許可下さいますようお願いいたしますとの内容です。この土地は過疎化の山村区域にある小集落の農地で、第2種農地です。13番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は264㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設264㎡、16.5kW、着工日、工事期間は許可日より3か月以内、農用地の内外は平成29年11月9日に除外となっています。隣接同意はございます。水利同意は不要です。この土地は過疎化の山村区域にある小集落の農地で、第2種農地です。14番から16番までは、一つの太陽光発電施設が、この3筆の土地の上に設置される計画です。14番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は204㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設1,461㎡、49.5kW、着工日、工事期間は許可日より3か月以内、農用地の内外は平成29年11月9日に除外となっています。隣接同意はございます。水利同意は不要です。この土地は過疎化の山村区域にある小

集落の農地で、第2種農地です。15番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は891㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人以下は14番と同様です。この土地は過疎化の山村区域にある小集落の農地で、第2種農地です。16番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が田、現況が休耕田、面積は366㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人以下は14番と同様です。この土地は過疎化の山村区域にある小集落の農地で、第2種農地です。17番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は791㎡、譲渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、譲受人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は太陽光発電施設791㎡、49.5kW、着工日、工事期間は許可日より3か月以内、農用地の内外は用途外となっています。隣接同意はございますが一部ございません。隣接農地5筆中の1筆が同意ありません。そのことについての報告書が添付されています。その内容は、隣接農地の所有者について、登記簿上の住所が不明であり、地元の方も知っている方がおらず同意を得に行く機会もなかったとのことです。水利同意は不要です。この土地は過疎化の山村区域にある小集落の農地で、第2種農地です。以上17件につきまして、申請書、添付書類を審査しましたところ、農地法第5条第2項の許可できない要件に該当しないと判断します。ご審議の程よろしくお願ひ申し上げます。

議 長

はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。1番、申請場所は〇〇〇〇から南へ約400m、現況は畑及び田です。隣接状況は東側が宅地、西側が宅地、南側が畑、北側が畑・公衆用道路・田です。転用理由は、譲渡人は会社勤務で営農していくことが困難となっていたところ、建設業を営んでいる譲受人から資材置場としての申出があったため譲渡するものです。転用内容は碎石・足場材・型枠材の資材置場とします。高さ0.3～0.9mの盛土を行います。雨水は自然浸透及び南側の側溝へ放流です。隣接同意、水利同意もあり、問題ないと思います。2番、申請場所は〇〇〇〇から北へ約300m、現況は休耕畑です。隣接状況は東側が宅地、西側が田、南側が田、北側が田・雑種地、転用理由は、譲渡人は高齢で後継者もおらず、農業経営の縮小を考えていたところ、駐車場用地を探していた〇〇〇〇に譲渡するものです。転用内容は駐車場978㎡を設置します。高さ1.38～2.20mの盛土を行います。雨水は自然浸透及び東側側溝へ放流です。隣接同意あり、水利同意は不要です。問題ないと思います。3番、申請場所は〇〇〇〇から北へ約600m、現況は畑です。隣接状況は東側が宅地、西側が市道、南側が宅地、北側が畑、転用理由は、貸人は高齢のため、農作業が困難になっていたところ、貸人の娘夫婦の住居新築のために申請地を使用貸借するものです。転用内容は住宅1棟62㎡・駐車場を設置します。切土盛土は無しです。汚水は合併浄化槽で処理後、雨水とともに西側市道側溝へ放流です。隣接同意、水利同意もあり、問題ないと思います。4番、申請場所は〇〇〇〇から南西へ約600m、現況は休耕畑です。隣接状況は東側が

畑、西側が道路、南側が畑、北側が田・宅地、転用理由は、譲渡人は高齢で後継者もおらず、農業経営ができなくなったため、利便性の良い申請地を分譲住宅用地として譲渡するものです。転用内容は分譲住宅3棟163.95㎡・道路・庭園を設置します。高さ0.35mの切土及び高さ0.35～1.05mの盛土を行います。汚水は合併浄化槽で処理後、雨水とともに北側道路側溝へ放流です。隣接同意、水利同意もあり、始末書も添付されており、問題ないと思います。5番、申請場所は〇〇〇〇から北東へ約400m、現況は休耕畑です。隣接状況は東側が宅地、西側が市道、南側が宅地、北側が宅地、転用理由は、借人は現在アパートに住んでおり、今回自己の居宅を新築しようと思い、農業縮小を考えていた親である貸主に申請地を使用貸借するものです。転用内容は住宅1棟70.29㎡・駐車場を設置します。切土盛土は無しです。汚水は集落排水処理の污水管へ、雨水は西側市道側溝へ放流です。隣接同意は不要、水利同意あり、問題ないと思います。私からは以上です。後半は、〇〇委員さんをお願いします。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。6番、申請場所は〇〇〇〇から西へ約600m、現況は休耕田です。隣接状況は東側が田、西側が田、南側が田、北側が畑、転用理由は、譲渡人は農業を営んでおらず、獣害もあり農地として利用することが困難となり、太陽光発電施設用地として譲渡するものです。転用内容は太陽光発電施設パネル300枚設置 49.5kw発電設備を設置します。切土盛土は無しです。雨水は自然浸透です。隣接同意あり、水利同意不要であり、問題ないと思います。7番、申請場所は〇〇〇〇から西へ約700m、現況は休耕畑及び休耕田です。隣接状況は東側が畑、西側が田、南側が畑、北側が道路、転用理由は、賃貸人は数年前に体調を崩し、獣害もあり農地として利用することが困難となり、太陽光発電施設用地として賃借するものです。転用内容は太陽光発電施設パネル207枚設置 49.5kw発電設備を設置します。切土盛土は無しです。雨水は自然浸透及び東側の水路へ放流です。隣接同意、水利同意あり、問題ないと思います。8番、申請場所は〇〇〇〇から西へ約700m、現況は休耕田です。隣接状況は東側が畑、西側が山林、南側が田、北側が山林、転用理由は、賃貸人は数年前に体調を崩し、獣害もあり農地として利用することが困難となり、太陽光発電施設用地として賃借するものです。転用内容は太陽光発電施設パネル300枚設置 49.5kw発電設備を設置します。切土盛土は無しです。雨水は自然浸透です。隣接同意、水利同意あり、問題ないと思います。9番、申請場所は〇〇〇〇から西へ約300m、現況は休耕田です。隣接状況は東側が雑種地、西側が畑・道路・雑種地、南側が宅地・雑種地、北側が里道・水路、転用理由は、譲渡人は相続により承継したが、遠方に住んでおり管理することができず、太陽光発電施設用地として譲渡するものです。転用内容は太陽光発電施設パネル226枚設置 49.5kw発電設備を設置します。切土盛土は無しです。雨水は自然浸透及び北側の水路へ放流です。隣接同意、水利同意あり、問題ないと思います。10番、申請場所は〇〇〇〇から東へ約1.4km、現況は休耕田です。隣接状況は東側が水路、西側が田、南側が雑種地、北側が河川、転用理由は、

貸人は相続により取得しましたが、遠方に住んでおり、後継者もないことから、太陽光発電施設用地として貸借するものです。転用内容は太陽光発電施設パネル256枚設置 47.2kw発電設備を設置します。高さ65cmの切土及び高さ75cmの盛土を行います。雨水は自然浸透及び北側の河川に放流です。隣接同意あり、水利同意不要であり、問題ないと思います。11番、申請場所は〇〇〇〇から東へ約1.4km、現況は休耕田です。10番と隣接しています。隣接状況は東側が水路、西側が田、南側が雑種地、北側が河川、転用理由は、貸人は相続により取得しましたが、遠方に住んでおり、後継者もないことから、太陽光発電施設用地として貸借するものです。転用内容は太陽光発電施設パネル272枚設置 49.5kw発電設備を設置します。切土盛土は無しです。雨水は自然浸透及び北側の河川に放流です。隣接同意不要、水利同意不要であり、問題ないと思います。12番、申請場所は〇〇〇〇から南東へ約2km、現況は雑種地です。隣接状況は東側が市道、西側が畑、南側が畑、北側が畑、転用理由は、譲渡人は高齢のため、当該農地への通作ができない状態となり、営農の縮小を考えていたところ、申請地は高台で日当たりもよく、子供の通園にも近いと、娘夫婦の住宅を建築するものです。転用内容は住宅1棟118.83㎡・進入路・庭園・駐車場を設置します。切土盛土は無しです。汚水は合併浄化槽で処理後、雨水とともに東側市道側溝へ放流です。隣接同意あり、水利同意不要であり、始末書も添付されており、問題ないと思います。13番、申請場所は〇〇〇〇から北東へ約1km、現況は休耕田です。隣接状況は東側が水路、西側が市道、南側が田、北側が市道、転用理由は、譲渡人は相続により承継したが、遠方に住んでおり管理することができず、太陽光発電施設用地として譲渡するものです。転用内容は太陽光発電施設パネル60枚設置 16.5kw発電設備を設置します。切土盛土は無しです。雨水は自然浸透及び東側の水路へ放流です。隣接同意あり、水利同意不要であり、問題ないと思います。14番、申請場所は〇〇〇〇から北東へ約1km、現況は休耕田です。隣接状況は東側が田、西側が田、南側が田、北側が田・畑、転用理由は、譲渡人は遠方に住んでおり管理することができず、獣害もあり太陽光発電施設用地として譲渡するものです。転用内容は太陽光発電施設パネル280枚設置 49.5kw発電設備を設置します。切土盛土は無しです。雨水は自然浸透です。隣接同意あり、水利同意不要であり、問題ないと思います。15番、申請場所は〇〇〇〇から北東へ約1km、現況は休耕田です。隣接状況は東側が田、西側が田、南側が田、北側が田・畑、転用理由は、譲渡人は遠方に住んでおり管理することができず、獣害もあり太陽光発電施設用地として譲渡するものです。転用内容は14番と同一の施設です。雨水は自然浸透です。隣接同意あり、水利同意不要であり、問題ないと思います。16番、申請場所は〇〇〇〇から北東へ約1km、現況は休耕田です。隣接状況は東側が田、西側が田、南側が田、北側が田・畑、転用理由は、譲渡人は遠方に住んでおり管理することができず、太陽光発電施設用地として譲渡するものです。転用内容は14番と同一の施設です。雨水は自然浸透です。

隣接同意あり、水利同意不要であり、問題ないと思います。17番、申請場所は〇〇〇〇から北東へ約1km、現況は休耕田です。隣接状況は東側が畑・雑種地、西側が畑、南側が畑、北側が雑種地、転用理由は、譲渡人は遠方に住んでおり借り手がおらず、管理することができず、太陽光発電施設用地として譲渡するものです。転用内容は太陽光発電施設パネル264枚設置 49.5kw発電設備を設置します。切土盛土は無しです。雨水は自然浸透です。隣接同意は一部ありませんが報告書が添付されています。水利同意不要であり、問題ないと思います。以上5条申請17件でした。

議 長

大変な件数で、ご苦労さまでした。第5条申請の逐条審議をお願いします。それでは1番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。1番について、異議ございません。

議 長

はい、2番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。2番について、異議ございません。

議 長

はい、3番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。3番について、異議ございません。

議 長

はい、4番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。4番について少し前に分譲宅地のための転用がありまして、それに続く申請です。先走って土砂搬入されていますが、始末書も有り異議ございません。5番について、異議ございません。

議 長

はい、6番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。6番について、異議ございません。

議 長

はい、7番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。7番から11番について、異議ございません。

議 長

10番と11番は同じ地番に跨って二つの太陽光発電施設が設置されるようですが、農地が残るところもあるのですか。

里上 企画員

農地が残るところはありません。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。県の太陽光発電施設の条例が6月22日から施行されるが、これらは対象になりますか。

里上 企画員

6月22日までに着工すれば対象外です。県条例の対象になるかどうかにつきましては、経済産業省の認定が、この二つの施設を一体の施設とするか、あるいは二つの施設とするかによります。一体とみなされて出力が50kw以上であれば、県条例の対象となります。この二つの申請は事業主も異なり、経済産業省の認定も別々であり、出力も50kw未満であるため県条例の対象にはなりません。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。面積を合計すると合いませんが。

里上 企画員

地籍調査が実施されていない地区であり、括弧書きの地番面積は登記面積です。太陽光発電施設に使用する面積は実測面積です。そのため合計値が合いません。

議 長

登記面積と実測面積の差ということですね。続いて12番。

〇〇番 委員

〇〇番〇〇です。12番から16番について、異議ございません。17番については、同意がとれていないとのことですが、私が親戚と思われる方

に聞いたところ住所がわからないとのことでした。やむを得ないとおもいます。異議ございません。

議 長 はい、以上17件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。太陽光発電施設の関係で例えば11番は出力49.5kwで面積が751㎡ですが、7番は出力が同じですが面積は2,110㎡となっています。7番は今後もパネルを拡張できると思われま。そのような場合の県条例の対応について県へ問い合わせをお願いします。

岡内 係長 7番の現場を確認しております。段々の農地であり、平面形状もバナナ型の土地であり、平地部分にパネルを設置する計画となっており、申請の数値となっております。49.5kwの数値ですが、パワーコンディショナーの出力値であり、パネル出力は例えば60kwなど、曇天時でも安定した出力が可能となるような計画をされるケースがあります。また、49.5kwについてですが、50kw以上となると「高圧」の扱いになります。関西電力の設備の関係上、これらの地域は「高圧」での接続ができず「低圧」の49.5kwで接続している状況であります。パネルも49.5kw分の枚数しか設置していないという状況ではありません。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。関連してですが、農地転用後のパネル増設等に関しては、我々農業委員会の審議が不要ですが、市の担当部署は環境課になると思います。これらの農地転用の議案については、環境課へ情報提供するような体制になっていますか。我々農業委員会は、他の農地への影響を主眼に審議していますが、環境課でも情報を把握しておいてもらうことで、パネル増設時等の際に、住民に影響がないようにしていただきたいと思います。事務連携を取っていただき住民を守っていただきたいと思います。

岡内 係長 現在、議案書を関係する課には提供しておりますが、今後、環境課へも提供し、情報の連携を行ってまいります。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。環境課へは議案書だけでなく、許可が出たことの情報も伝えてほしいです。

議 長 委員の皆さまで、現地の情報等がありましたら環境課へ申し出ていただければと思います。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。10番と11番は完全に分割されているとのことですが、このようなケースについて県の環境部署が県条例に関し、どのように判断しているかを次回の定例会で説明をお願いします。

岡内 係長 太陽光発電施設に関しては後ほど、まとめて説明させていただきます。

議 長 よろしいでしょうか。改めまして、以上17件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。続きまして、議案第4号農地の形状変更願について事務局の説明をお願いします。

片井 企画員 10ページをお願いします。議案第4号農地の形状変更願です。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は103㎡、他1筆、合計296㎡、申請人は〇〇〇、〇〇〇〇、変更理由は盛土

して野菜畑に変更したい。着工日、工事期間は許可日より6か月以内、隣接同意、水利同意はございます。以上1件、ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長 はい、ありがとうございます。それでは、現地調査の代表委員の方の所見を賜りたいと思います。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番、申請場所は〇〇〇〇から北へ約30m、現況は田です。隣接状況は東側が農道、西側が田、南側が農道、北側が田です。形状変更理由は、現在、田となっているが、盛土を行い、野菜畑に変更するものです。内容は高さ50cmの盛土を行います。雨水は自然浸透です。隣接同意、水利同意もあり、問題ないと思います。

議 長 ありがとうございます。農地の形状変更願の逐条審議をお願いします。それでは1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番について異議ございません。

議 長 はい、以上1件異議なしとのことでございます。そのように取り計らってよろしいでしょうか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それではそのようにさせていただきます。議案第5号農地等売渡あっせん申出について、事務局からの説明をお願いします。

里上 企画員 11ページをお願いします。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が休耕畑、面積は2,334㎡、他1筆、合計3,999㎡、作物は梅、10アール当たりの収穫量は1,500kg、希望価格は200万円と140万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。2番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は1,561㎡、他1筆、合計2,856㎡、作物は梅、10アール当たりの収穫量は3,000kgと2,000kg、希望価格は110万円と90万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。3番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は2,687㎡、作物は梅、希望価格は50万円、所有者は〇〇〇、〇〇〇〇です。以上3件、ご審議の程よろしくお願ひします。

議 長 それでは、地元委員の状況説明をお願いします。はい1番。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。1番の農地について、所有者の〇〇さんは数年前まで一人で耕作されてきましたが、後継者がおらず耕作を続けるのが難しくなっている状況です。2番の農地について、所有者の〇〇さんは県外に転居予定であり、あっせんの申出をされました。以上です。

議 長 3番をお願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。3番の農地について、所有者の〇〇さんは高齢で病院へ入退院を繰り返しており、ここ2～3年は草刈等の農地管理しかできない状況であり、あっせんの申出がありました。以上です。

議 長 はい、ありがとうございます。議案第5号農地等売渡あっせん申出の3件について、あっせんすることにご異議ございませんか。

委員 全員 異議なし。

議 長 はい、それでは、あっせん委員を私から指名させてもらってよろしいでし

委員 全員 ようか。
 議 長 異議なし。
 議 長 1番と2番は、地元の〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さんをお願いします。3番は、地元の〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さん、〇〇〇〇委員さんをお願いします。以上、委員の皆さん、よろしくをお願いします。

議 長 続きまして、報告第1号農地等売渡あっせん成立について、事務局からの説明をお願いします。

里上 企画員 12ページをお願いします。報告第1号農地等売渡あっせん成立についてです。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に畑、面積は4,159㎡、売渡人は〇〇〇、〇〇〇〇、買受人は〇〇〇、〇〇〇〇、成立日は平成30年4月13日、価格は340万円です。あっせん委員は〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員、〇〇〇〇委員です。以上1件、ご報告申し上げます。

議 長 はい、ありがとうございます。あっせん成立についての顛末について、報告をお願いします。

〇〇番 委員 〇〇番〇〇です。それでは報告させていただきます。〇〇〇〇におきまして、売渡人〇〇さんと買受人の〇〇さん、そして、私たち3名の計5名で、あっせんを行いました。〇〇さんは平坦地の農地を探しておられ、このたびのあっせん成立となりました。あっせんの申出があった別の農地は買受希望者が無く、持ち越しとなりました。以上、報告いたします。

議 長 報告第1号の1件について、ご意見、ご質問ございませんか。
 (なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告とさせていただきます。続きまして、報告第2号農地法施行規制第29条第1項第1号による届出について、事務局からの説明をお願いします。

片井 企画員 13ページをお願いします。報告第2号農地法施行規制第29条第1項第1号による届出についてです。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿が畑、現況が雑種地、面積は338㎡の内22.50㎡、届出人は〇〇〇、〇〇〇〇、使用目的及び規模は農業用倉庫22.5㎡、転用面積22.5㎡です。以上1件、ご報告申し上げます。

議 長 報告第2号の1件について、ご意見、ご質問ございませんか。
 (なしの声あり。)

議 長 ないようでございますので、報告とさせていただきます。それでは、続きまして、報告第3号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議について、事務局からの説明をお願いします。

片井 企画員 14ページをお願いします。報告第3号農地法施行規則第53条第1項第14号による協議についてです。1番、土地の所在は〇〇〇字〇〇〇〇、地目は登記簿、現況共に田、面積は651㎡の内9㎡、賃貸人は〇〇〇、〇〇〇〇、賃貸借権の設定、無線基地局工事、コンクリート柱1本、機器装置一式です。以上1件、ご報告申し上げます。

議 長 報告第3号の1件について、ご意見、ご質問ございませんか。

- (なしの声あり。)
- 議 長 ないようでございますので、報告とさせていただきます。それでは他の案件ですが、4月の県農業会議提出案件の5条4件について無事答申されましたことご報告申し上げます。これで予定しておりました案件は全て終了しましたが、皆さんから何かございませんか。
なければ、事務局からご報告がございます。
- 里上 企画員 「和歌山県太陽光発電事業の実施に関する条例」の運用についての説明あり。
- 那須 局長 太陽光発電事業に関する農用地除外申請手続き等における農業委員への早期情報提供についての説明 及び 出力50kw未満の太陽光発電事業への対応検討についての説明あり。
- 議 長 他に何かございませんか。
(なしの声あり。)
- 議 長 ないようでしたら、長時間に亘りまして慎重にご審議いただきましてありがとうございました。本日はこれで終了いたします。どうもありがとうございました。

午後4時30分終了